

パートナー組織の団体規約マニュアルの作成について

規約改定委員会

石渡 洋行

1. 基本的な考え方

パートナー組織は、一般社団法人法政大学校友会（以下 校友会）の直接的な構成員ではないため、校友会に連結される組織ではないが、校友会に代表議員を選出する重要な組織であり、2019年度からは年度同期会員の所属変更による受入れも予定されてことから、校友会のガバナンス上は重要な位置を占めている。そのため、今回、会計マニュアルに続けて、団体規約マニュアルを作成いたしました。

2. パートナー組織の「権利能力なき社団」としての要件整備

現行のパートナー組織は、一部法人化された団体を除き、大半が法人格のない団体である。そのため、上記「基本的な考え方」に則り、今後は、法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」としての要件整備を進めていくことが必要と考える。

「権利能力なき社団」としての要件を満たすためには、

- (1) 要件を満たす会則、規約があること
- (2) 会則、規約のとおり、実際に運営されていること

が重要であり、要件を満たす会則、規約と実際の運営について、団体規約マニュアルに記すこととしたい。

※ 既に規約を整備済のパートナー組織に対しては、内容を精査いただく機会としていただきたい。

※権利能力なき社団とは

法人格のない団体のうち、ある種の団体については社団法人に準じた法的取扱いをすべきであると考えられており、判例や学説は、そのような団体を**権利能力なき社団**と呼んで、その他の団体と区別して法的に団体性を認めている。

判例によれば、ある団体が権利能力なき社団と言えるには、その団体が次の要件を満たしていることが必要である。すなわち、権利能力なき社団とは、「①団体としての組織をそなえ、②そこには多数決の原則が行なわれ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているもの」を指す（最判昭 39. 10. 15）。

以上

パートナー組織の団体規約マニュアル

(目的)

1. 一般社団法人法政大学校友会（以下 校友会）のすべてのパートナー組織が、法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」として運営されることを目的に団体規約マニュアルを定める。

(組織の単位)

1. すべてのパートナー組織は、校友会の直接的な構成員ではないため、校友会に連結される組織ではない。そのため、各々パートナー組織が法的な団体性を認められる団体として存在することが必要となる。

(法令等の適用)

1. 運営にあたっては、この規則に定めるもののほか、校友会諸規程及び現行法令等の規定による。

(基本原則)

1. すべてのパートナー組織は、校友会のパートナー組織として独立性を確保し、各々の組織が法的な団体性を認められる「権利能力なき社団」として存在する。
また、この規則制定の趣旨と目的を尊重し、この規則を遵守しなければならない。

(責任者)

1. パートナー組織の代表者は、当該組織が「権利能力なき社団」としての要件が満たされ、会則、規約のとおり、実際に組織運営されていることを責任において執行する。

(団体規約の改廃)

1. マニュアルの改廃は、校友会の執行役員会が行う。

附則 1. この団体規約マニュアルは平成 29 年 10 月 1 日より施行する。

団体規約の一般的な構成(例)

第1章 総則

パートナー組織の名称・所在地、目的、事業(活動内容)などを記載します。

第2章 会員

会員資格、入会方法、入会金・会費、退会、権利・義務等を記載します。

第3章 役員等（組織）

役員や事務局など組織構成を記載します。

第4章 総会（会議）

総会を最高の意思決定機関と定めた場合は、総会に関する規定を明記します。

第5章とまとめ、会議とする場合も あります

第5章 役員会（会議）

役員会、その他の意思決定機関、運営機関の定めを明記します。

第6章 会計（資産および会計）

会計年度、会計方法、資産管理方法など記載します。

第7章 会則の変更（会則の変更および解散）

規約の変更方法や団体の解散方法など記載します。

第8章 附則

その他の付帯的な事項